

ニュースレター

残暑お見舞い申し上げます

暑中お見舞い申し上げます。

本年は、梅雨入りが平年より15日も遅く、梅雨に入らないうちから真夏日がやってくるなど、体調維持が大変ですが、皆様、お元気でいらっしゃいますか。

さて、今回のニュースレターは、弁護士の新しい仕事の分野について、事務所のメンバーがそれぞれ関与した実例のご紹介を特集しました。従来、弁護士というと、裁判所に出かけて、裁判を担当するという、強いイメージがありました。ところが、裁判に限ってみても、コロナ禍が明けてからも、裁判所に出かけるということはほとんどなく、ウェブ上での裁判が一般的となり、裁判所に行くことなく案件が終了するというものも増えてきて、裁判のあり方も以前とは随分変わってきました。また、裁判での文書類も、デジタル化が進み、これからは、弁護士が代理人となる事件で訴訟を提起するときは、文書での裁判提起は認められず、電子申請のみとなり、電子化についていけない弁護士は廃業も考えなくてはならない時代となってきました。

こうした裁判のあり方が変容する中、弁護士の仕事も裁判以外の分野へ広がってきました。公務員や社内弁護士として勤務するという弁護士も年々増えてきております。

弁護士の職業上のスキルとして、裁判を意識した法曹共通のものではありますが、①事実関係を整理して、公正客観的に認定する、そのうえで、②判例を含めた法を、認定した事実関係に適用するということが求められ、こうしたスキルは、裁判以外の社会的な問題の解決にも有用なスキルです。不祥事の第三者委員会による調査などは、その典型的なものです。今後とも、社会の変化に応じ、弁護士の仕事の幅は広がっていき、事務所としても新しい分野にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。



(池田伸之)

新法ワンポイント紹介① 年金制度改正法のポイント～社会保険適用事業所の拡大～

年金制度改正法が施行されたことによって、2024年10月から従業員51～100名の企業で働くパートタイムとアルバイトのうち、以下の4つの条件を満たす従業員は社会保険の適用対象となります。要件は下記の通りです。

- ①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ②2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ④学生ではない（休学中は加入対象となる）

相談予約方法 下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290 受付時間9:00AM～5:30PM

弁護士の新しい仕事 その1

～第三者委員会～

最近、よく耳にする第三者委員会。企業の不祥事や学校での事故などが発生した場合、原因究明や経緯などの調査をし、再発防止の方策を提言するなどの目的のために、企業や組織から独立した第三者によって組織された委員会の総称です。利害関係がなく、専門的な知識を有する者が委員等メンバーを構成します。弁護士には限りませんが、多くの事案で判断をするうえで、現場や関係資料を検証して事実認定を要することが多いことから、弁護士が委員長や委員に選ばれることが目立って多くなっています。

ジャニーズ事務所の性加害問題、ビッグモーターの自動車保険金不正請求問題、東郷町や池田町の町長の問題などで第三者委員会が設けられたことも記憶に新しいところです。私自身、学校での柔道事故や学生の死亡について関係者から求められ、調査や提言を行ったことがあります。また、経営権取得の方法が適正か、TOB株式公開買付などについて、独立委員会のメンバーに加わったなどの体験があります。組織内部での調査に比して、弁護士などの外部有識者による第三者委員会では、手続きの透明性などが期待されます。日弁連では第三者委員会ガイドラインを策定していますし、M&Aに関しては経済産業省のガイドラインがあります。調査、事実認定、評価や分析、結果の報告等提言が仕事です。今後はこうした分野の仕事も一層増えていくことと思われる。

(池田桂子)



新法ワンポイント紹介②

★不正競争防止法等の改正ポイント～ブランド・デザインの保護強化～

2023年6月に不正競争防止法等が改正され、同年7月3日に施行されました。デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、国際的な事業展開に関する制度整備といった点から、ポイントは下記の通りです。

- ・商標におけるコンセント制度（商標登録を可能とする制度）の導入
- ・他人の氏名を含む商標に係る登録拒絶要件の見直し
- ・意匠登録手続の要件緩和
- ・デジタル空間における模倣行為の防止
- ・営業秘密・提供データの保護の強化
- ・送達制度の見直し
- ・書面手続きのデジタル化等のための見直し
- ・手数料減免制度の見直し
- ・外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充
- ・国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

★商標法・意匠法の改正ポイント～登録できる商標の拡充～

商標法の改正においては、「コンセント制度」が新たに設けられました。商標権は同一・類似の指定商品・役務に対して、同一・類似の商標を使用することを禁じています。しかし、コンセント制度の導入によって先行登録商標の権利者の同意や消費者が混同する恐れがないと判断されれば、両方の商標の併存登録が認められるようになっています。意匠法については、「新規性喪失の例外規定の要件」が緩和されました。一定の要件を満たすことによって、これまでも新規性喪失の例外規定は認められていましたが、今回の改正によって類似する意匠の公開行為に関する証明書の提出が一度で済ませられるなど、手続の簡素化が図られています。



～条例制定支援と審議会委員～

弁護士会主催の自治体職員向けメガソーラー規制条例のシンポジウムで一部報告を担当したことがきっかけで、①条例制定支援、②審議会委員就任という自治体関連の業務を担当する機会を得ました。

メガソーラーは、再生可能エネルギーに関わる施設でありながら森林や景観の大規模破壊にもつながり、自治体にとってその規制や活用は難しい問題です。シンポには多くの自治体職員が参加されました。

シンポ後、①条例制定支援業務の依頼があり、私にも白羽の矢が立ちました。地下水汚染防止条例、空き家条例や路上喫煙防止条例等について、自治体の担当者が作成した素案を検討し、修正点のアドバイスを行いました。関連する各地の条例や裁判例を調査し、私人の権利利益を制限する罰則の定め方については特に深く検討しました。

別の自治体の②太陽光発電設備設置審議会委員にも就任しました。審議会では賛成派と反対派が激論を交わすのだろうか、毅然とそして冷静に対処しなくては、と緊張しつつ拝命しましたが、一期目は設置申請がなく、二期目も、工場敷地の私有地内に設置する申請（大きな問題は生じません）があったのみで、心配していたような場面には未だ遭遇していません。そんな機会があれば、差し障りのない範囲で顛末を御報告します。

(山下陽平)



～包括外部監査人という仕事～

皆さんは「包括外部監査人」という言葉を聞いたことはありますか。地方自治体の事務を監査する人のことなのですが、「外部」とあるとおり、地方自治体内部の機関である監査委員とは別に、民間人が監査をするという点に特徴があります。地方自治体の「官官接待」「カラ出張」「裏金」などの社会問題が浮上したことをきっかけとして、平成9年の地方自治法改正により導入されました。

地方自治法は、都道府県と名古屋市のような政令指定都市、岡崎市、豊橋市のような中核市に対し、毎年度、包括外部監査人となることができる民間人と包括外部監査契約を結ぶことを義務付けています。「包括外部監査人となることができる民間人」には弁護士も含まれています。

私は、2018年、2019年と名古屋市の包括外部監査人の補助者（包括外部監査人の手伝いをする人のこと）、2022年、2023年と愛知県の包括外部監査人の補助者となり、2024年は一宮市の包括外部監査人を務めることとなりました。

地方自治体の業務が適法になされているか、無駄が無いかといった点を、民間人として、そして専門家としてチェックをし、より生活しやすくなるよう少しでも貢献できればと考えています。

(川瀬裕久)



弁護士の新しい仕事 その2

～内部通報窓口～

2014年の会社法改正で、企業に内部統制システムの整備義務が課せられたことを契機に、会社に内部通報窓口を設置する企業が増加しており、当事務所でもその相談窓口を担当させていただくことが増えました。

内部通報制度は、企業の不正、ハラスメント、情報漏洩など社内できている様々な問題（不祥事）について、会社の従業員等が、社内または社外の相談窓口に通報できる制度です。

内部通報制度は、問題の早期発見のきっかけになり、そこから企業自らが問題を解消していくという自浄作用が期待できるものです。

そして、弁護士が外部通報窓口を担当することの利点は、内部通報窓口の担当者が顔見知りであるなど、内部窓口に通報することに心理的に抵抗がある方に通報を容易にする点が挙げられます。

また、制度上、通報者に不利益な取り扱いをすることが禁止されていますが、通報によって降格、異動、解雇などに追い込まれることを懸念して、社内の内部窓口に通報することに抵抗を感じることもあるかもしれません。その場合も、弁護士であれば、会社からの独立性が保たれており、公正な判断が可能であること、及び厳格な守秘義務を負っていることから、安心して通報が可能となります。

さらに、通報を受けた後、事実関係の調査や対応策の策定等に当たっては、法的知識があり、事実調査、事実認定の訓練も受けている弁護士が加わることで、よりの確な解決へ導くことが可能となります。

池田総合法律事務所では、内部通報制度の設置等に関するご相談等も受けておりますので、お気軽にお声がけください。

(小澤尚記、石田美果)



新法ワンポイント紹介③ 景品表示法の改正ポイント～確約手続・直罰の導入～

2023年5月に景品表示法が改正され、1年半を超えない範囲で施行される予定です。

優良誤認表示等の疑いがある表示を行った事業者が是正措置計画を申請して認定されることで、当該行為について措置命令・課徴金の納付命令の適用を受けずに迅速に問題を改善解決できる「確約手続」が導入されています。また、違反行為に対する罰則規定が拡充し、優良誤認表示・有利誤認表示を行った事業者に対して、直罰（100万円以下の罰金）が新設されました。

私 的 絵 画 百 選 ②



菱田春草

1874 (明治7) 年～1911 (明治44) 年

『猫梅』1906(明治39) 年制作

縦118.0 c m×横49.8 c m

足立美術館蔵

『黒き猫』1910 (明治43) 年制作

絹本着色 縦151 c m×横51 c m

永青文庫所蔵 (熊本県立美術館が寄贈)

左の絵では、梅の木の下に佇んでいるハチワレ猫 (額が富士山のような八の字) の目つきは鋭く、猫の毛の描写は細かい。これに対して、梅の木の幹はあっさり描かれています。春草は何匹も猫の絵を描いていますが、この白猫の4年後に、名作といわれる有名な「黒き猫」、右の絵を制作しています。黒い猫の写実に対し、いささか単純化され装飾的にも感じられる紅葉した柏の木ですが、柏の葉には金泥が塗られています。猫はバランスをとって木の上にあります。猫と木々のコントラストが目を引きまします。「黒き猫」では、ごわごわとした木肌の幹と枝の質感が伝わってきますが、猫を強調して、樹全体の姿は大幅にカットされています。

日本画では線を引いて輪郭を描くことが多い中、春草本人がそう名乗ったわけではありませんが、朦朧体と呼ばれる明確な輪郭を意識させない描き方がされています。この描写はかえって写実的な印象を抱かせ、写生の対象物を際立たせているとも思います。

菱田春草は、長野県飯田に生まれ、法律家を志望していたといわれます。7歳でその画才を認められて、16歳で東京美術学校 (今の東京芸術大学) に入学し、岡倉天心に才能を見出されて、横山大観や下村観山らとともに門下生として才能を磨きました。明治という劇的に時代が変貌する中で、伝統的な日本の文化は、西洋文化の激流に呑み込まれていきました。37歳で亡くなるまで、琳派をはじめ様々な技法や日本古来の価値観を学んだうえで、洋画の導入にも、革新者として対峙したように評されています。

網膜炎で失明の恐れがあり、療養のため雑木林の多い代々木に移転し療養生活を送りました。この2枚の猫の絵では、空間に魅せられた春草が、色彩を組み合わせることで独自の空間を創り出しています。

今年、生誕150年。最近では「明治東京恋伽」というアニメーションにもハンサムでクール、しかし熱烈なアタックもする性格として、春草が取り上げられています。結構実像に近いかもしれませんが。皆様はどのような人柄を想像されますか。

(池田桂子)

★2024年 第3&4回のセミナーのご案内★

申込方法：回数の中の□にチェックのうえ、末尾の必要事項をご記入頂き、FAX（052-684-6291）にて、お申込み願います。メール（info@ikedalawoffice.com）でも受付しております。
お申込みは開催日の3日前までをお願いします。いずれも池田総合法律事務所セミナー室にて行います。なお、今回は、講義の内容から、**第3回セミナーは企業に勤務の方対象、第4回セミナーは保険代理店等専門家の方を対象としておりますので、一般の方のご参加はご遠慮下さい。**

□ **第3回**：令和6年9月19日（木）14：00～16：00 受付開始13：45

『不祥事の行き着く先 ～裁判例を参考にして～』

講師：弁護士 小澤 尚記

内容：セクハラ・パワハラなどの色々な企業不祥事が起こったあと、対応を間違えた先で行き着く先を裁判例を交えてご紹介し、不祥事を大事にしないための方策を考えるセミナーです。

『人』を抱えていれば、いつでも、どんな企業にも発生する問題ですので、経営者・役職者の方におすすめてです。

◎出張セミナー承ります◎

弁護士が出張し、上記内容のセミナーを行うことも可能です（オンライン開催も可）。社内研修などにいかがでしょうか？お気軽にお問い合わせください！

□ **第4回**：令和6年11月21日（木）14：00～16：00 受付開始13：45

『頼られるライフプランナーのための交通事故の基礎知識』

講師：弁護士 山下 陽平

内容：人生に寄り添うライフプランナーは、お客様がトラブルに巻き込まれたときに頼りになる存在であるべきです。

今回は、ライフプランナーが知っておいた方がいい、事故直後から賠償金支払いまでの流れや、賠償金が数十万円変わってくるかもしれない治療の受け方のコツについて解説します。

お電話の受付時間は、**平日**9時30分～17時（052）684-6290 担当：橋本

申込後1週間以内に申込確認書をお送りします。申込確認書が届かない場合には、恐れ入りますが、当事務所までお電話にてご連絡願います。開催予定日の3日前までに受講票をお送りします。

ふりがな		年齢・性別	歳 ・ □男 □女
氏名		勤務先	
職業		電話番号	— —
住所	〒	FAX番号	— —
		個別相談のご希望の有無	□有 □無

【個人情報のお取り扱いについて】ご記入頂いた個人情報は、主催者のセミナー案内に利用させて頂き、厳重に保管・管理致します。



FAX (052) 684-6291